

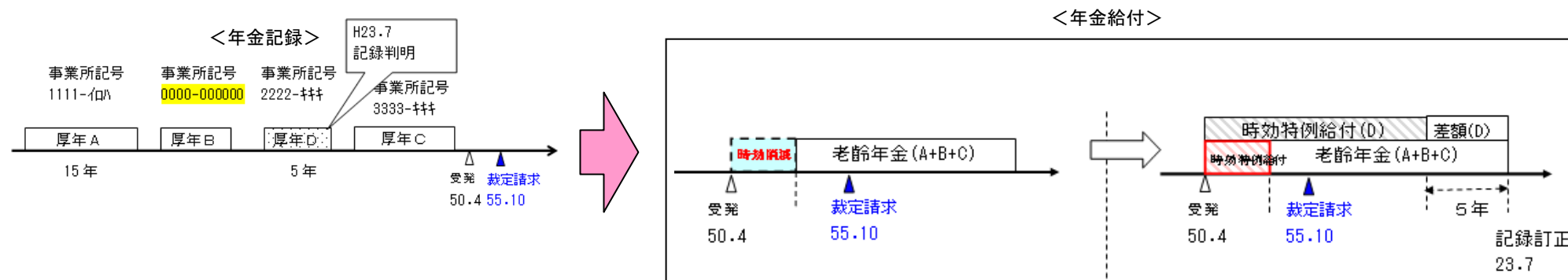
時効特例給付の業務実態等に関する調査結果について

（報告書で取り上げられた 10 ケースに該当する事例の具体的なイメージ）

(1) ①オールゼロ記録ケース

厚生年金期間A、B及びCに係る旧厚生年金保険法の老齢年金（以下「旧厚老」という。）の受給者に、時効特例法施行後、厚生年金期間Dが判明した。Bは事業所記号が未収録（「0000-000000」）の記録※であり、当該受給者は旧厚老の裁定請求が本来の受給権発生時点より遅れたために一部時効消滅していたケース。

※ 昭和32年9月30日までに厚生年金保険を資格喪失した者の年金記録は、旧台帳記録としてマイクロフィルムによる別管理されていた。年金請求や被保険者期間照会があった際に、その都度、該当記録をオンライン記録へ統合してきており、統合する際の事業所記号は「0000-000000」としていた。



【事案処理の考え方】※

受給権発生から5年の消滅時効が完成した後に裁定されているケースにおいて、事業所記号が「オールゼロ」の記録がある場合（当該記録がなければ受給資格期間を満たさない）は、当該記録は旧台帳記録としてマイクロフィルムにより別管理されていたため、受給権発生の時点に請求した時には判明しておらず、その後の請求時に初めて記録が判明し、受給資格期間を満たしたという蓋然性が高いと考えられる。

したがって、事業所記号が「オールゼロ記録」のケースは、特段の反対事情がない限り、時効特例法の対象と判断する。

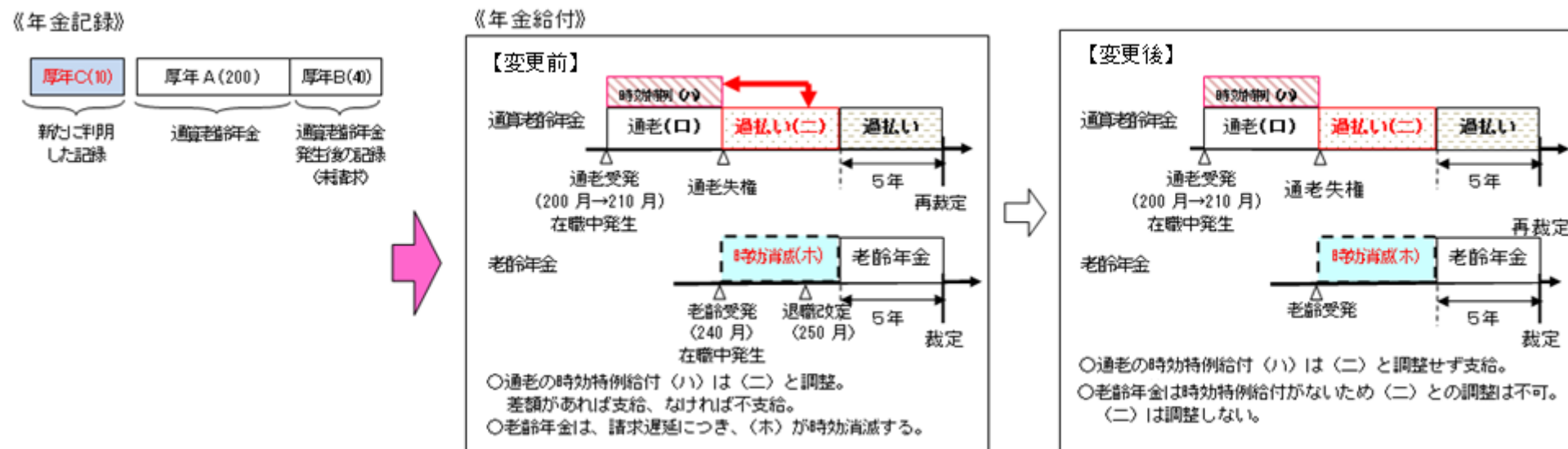
※ この機構における「事案処理の考え方」は、いずれも妥当ないし一定の合理性があると年金局から機構に対し見解が示されているもの（10ケースに共通）

【報告書の指摘】

時効特例給付の不支給決定をしている案件の中から、「オールゼロ記録」ケース7, 224件を点検したところ、そのうち1, 030件が時効特例給付を認めてしかるべき事案であることが確認された。

(1) ②ケースその1 (記録訂正に伴い通算老齢年金に増額分(時効特例給付の支給)と失権遡及(老齢年金発生)による過払い分があるケース)

厚生年金期間Aに係る旧厚生年金保険法の通算老齢年金(以下「旧厚通老」という。)を受給していた者が、その後就職し、厚生年金期間Bが追加され、旧厚生年金保険法の老齢年金(以下「旧厚老」という。)の受給資格要件である240月を満たしていたが、その請求を行わずに引き続き旧厚通老を受給していたことが判明。また、新たに旧厚通老に反映されるべき厚生年金期間Cが判明したケース。



【事案処理の考え方】

新たに判明した厚生年金期間Cは、旧厚通老に反映されるべきものであり時効特例給付を支給する。また、旧厚老の受給資格要件(240月)を満たした時点で、旧厚通老は失権(以後の支給は過払い。)となり、旧厚老が発生しているが、旧厚老の請求が遅れたため、時効になっていない直近5年分を支給する。失権した旧厚通老の直近5年分は返還を求めるが、それ以前の過払い分は時効特例給付との調整は行わない(記録の訂正に関係する過払い分がある場合には、当該過払い分は時効特例給付との調整を行う)。

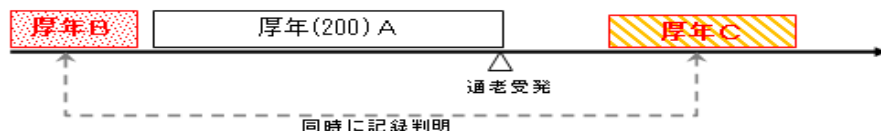
【報告書の指摘】

同ケースに該当する269件のうち、処理方針の変更前に再裁定が行われているものが247件。そのうち192件については、変更前の処理方針に従って再裁定が行われている。また、変更後に再裁定が行われた22件のうち、10件は、当該変更にもかかわらず変更前の処理方針に従って再裁定されている。

(1) ③ケースその2 (記録訂正に伴い通算老齢年金に増額分(時効特例給付の支給)と再取得失権による過払い分があるケース)

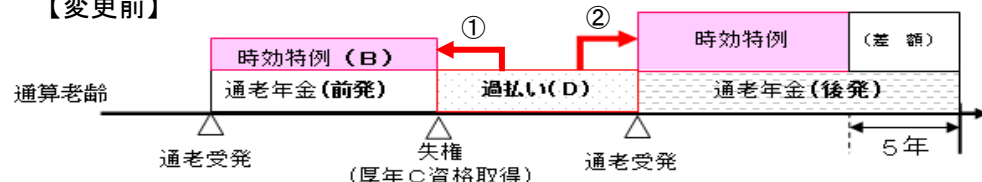
厚生年金期間Aに係る旧厚生年金保険法の通算老齢年金(以下「旧厚通老」という。)の受給者に、時効特例法施行後、旧厚通老の受給権発生前の厚生年金期間Bと受給権発生後の厚生年金期間Cが同時に判明したケース。

<年金記録>



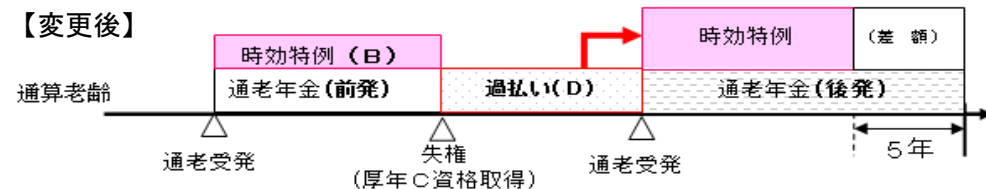
<年金給付>

【変更前】



- ① 旧厚通老(前発)の時効特例給付(B)と旧厚通老過払い(D)を調整。
- ② ①の計算結果がマイナスとなった場合、旧厚通老(後発)の時効特例給付から、(D)の残額を調整して差額を支給。

【変更後】



- 旧厚通老(後発)の時効特例給付から、旧厚通老過払い(D)を調整して、その差額があれば、時効特例給付として支給。

【事案処理の考え方】

厚生年金期間Bの追加に伴い、旧厚通老の増額分は時効特例給付を支給する。厚生年金期間Cの追加に伴い、旧厚通老(A+B)を失権させるとともに、旧厚通老(A+B+C)を新規裁定し、時効になっていない直近5年分を支給するとともに、時効消滅した期間に係る増額分は時効特例給付を支給する。

また、旧厚通老の過払い(D)は、厚生年金期間Bの追加とは関係がないことから、Bに係る時効特例給付との調整は行わない。

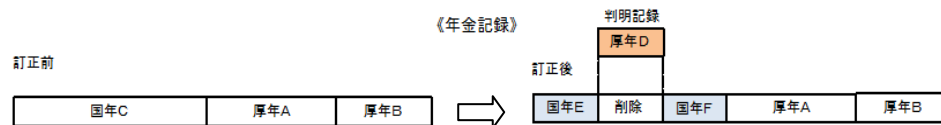
【報告書の指摘】

同ケースに該当する107件のうち、処理方針の変更前に再裁定が行われているものが84件。そのうち59件については、変更前の処理方針に従って再裁定が行われている。また、変更後に再裁定が行われた23件のうち、13件は、当該変更にもかかわらず変更前の処理方針に従って再裁定されている。

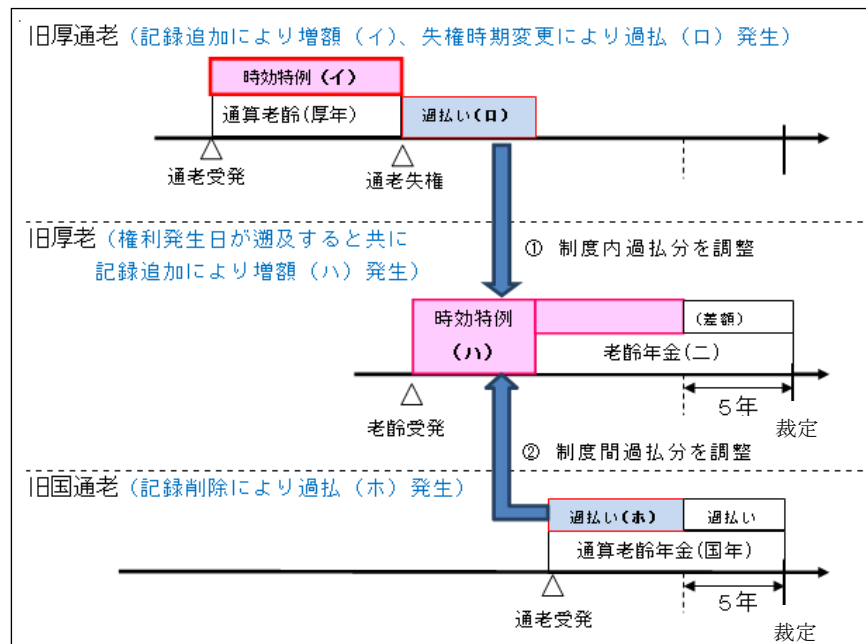
(1) ④ケースその3 (記録訂正に伴い通算老齢年金と老齢年金に増額分(時効特例給付の支給)があり、同時に国民年金の過払い分があるケース)

厚生年金期間Aに係る旧厚生年金保険法の通算老齢年金(以下「旧厚通老」という。)を受給し、その後厚生年金期間Bの追加に伴い、厚生年金期間A+Bに係る旧厚生年金保険法の老齢年金(以下「旧厚老」という。)と国民年金期間Cに係る旧国民年金法の通算老齢年金(以下「旧国通老」という。)を受給していた者に、時効特例法施行後、国民年金期間Cと重複する厚生年金期間Dが判明したケース。

<年金記録>



<年金給付>



【事案処理の考え方】

厚生年金期間Dの追加に伴い、旧厚通老は増額する一方、失権して旧厚老の受給権の発生する時期が早まるため、当該増額分(イ)は時効特例給付を支給するとともに、過払い分は旧厚老に係る時効特例給付と調整することとなる。

旧厚老の受給権発生が早まった分と増額分(ハ)は時効特例給付として支給する。

旧厚通老と旧国通老の過払い分((K)と(M))は、厚生年金期間Dの判明という記録訂正により、一体的に発生しているものであり、当該過払い分は、旧厚老の時効特例給付と調整する。

なお、旧厚老の時効特例給付と調整した上で、さらに差し引くべき額が残っている場合には、旧厚通老に係る時効特例給付と調整する。

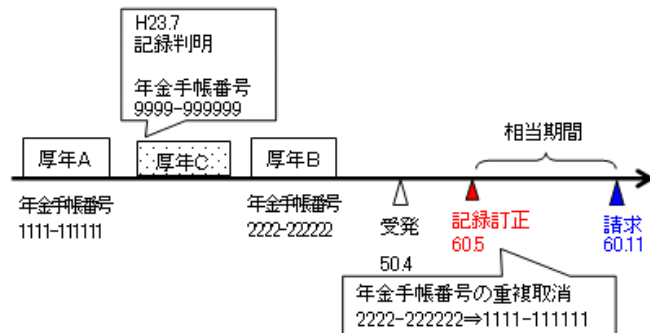
【報告書の指摘】

同ケースに該当する44件のうち、7件について処理方針とは異なる差し引きを行っていることが確認された。

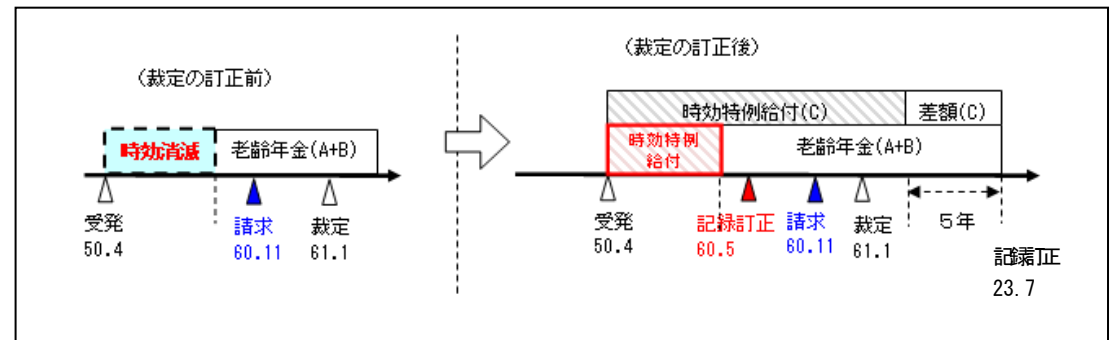
(2) ①いわゆる「請求遅れ」のケース

平成23年7月に厚生年金期間Cの判明による再裁定を行った。その際、受給している旧厚生年金保険法の老齢年金に、消滅時効により支給されていない期間があったため確認したところ、厚生年金期間A、Bに係る年金手帳番号の重複取消（記録訂正）により初めて受給資格要件が確認されたものであるが、記録訂正から裁定請求までに相当期間が空いているケース。

《年金記録》



《年金受給》



【事案処理の考え方】

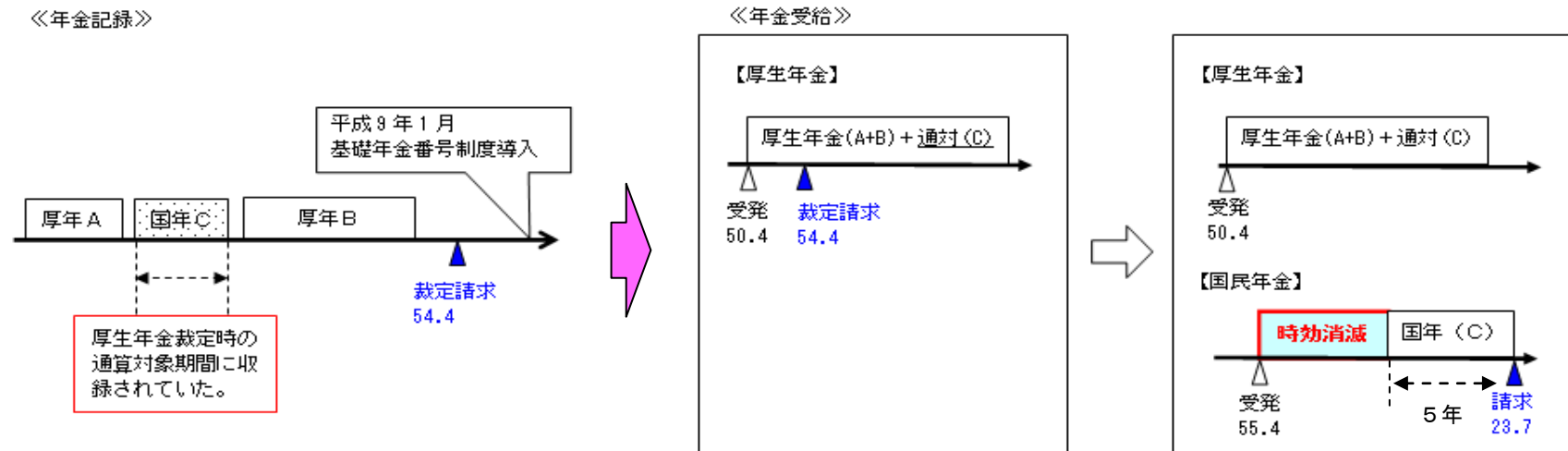
時効特例法の運用に当たっては、大量かつ多様な事案を迅速に処理する必要があり、一定の基準（1年経過）を設けた上で、記録訂正と裁定請求の因果関係を判断する運用としている。ただし、基準を画一的に適用するのは不适当であり、個々の事情を勘案し、個別に因果関係が確認できる場合には、1年を経過していても因果関係が認められる場合もある。

【報告書の指摘】

本ケース該当案件については、担当した一般職員が本件ケース該当期間をどのように認識していたかによって処理が異なるという業務の不統一が生じているはずと見るのが自然であり、その結果、案件毎の不公平が生じているとの可能性も相当程度認められる。

(2) ②いわゆる「手番統合」関連ケース

国民年金期間Cがあるにもかかわらず、旧国民年金法の通算老齢年金（以下「旧国通老」という。）が支給されていなかったことが判明したが、当該期間は厚生年金保険法の通算老齢年金（以下「旧厚通老」という。）の通算対象期間として裁定時にカウントされており、基礎年金番号に国民年金手帳番号を統合する以前から旧国通老の受給権が確認できているケース。



【事案処理の考え方】

旧厚通老の裁定時に当該国民年金期間Cを確認の上、通算対象期間としてカウントしており、以前から記録されていたものであるので、国民年金期間Cにかかる旧国通老は時効特例給付の対象とならない。

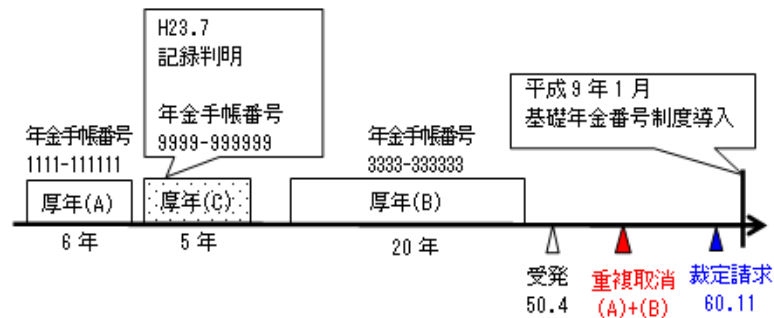
【報告書の指摘】

本ケースについて、これまでに、業務の不統一があったとまでは断定し難いが、社保庁当時については、不統一の可能性は否定し得ないと思われる。

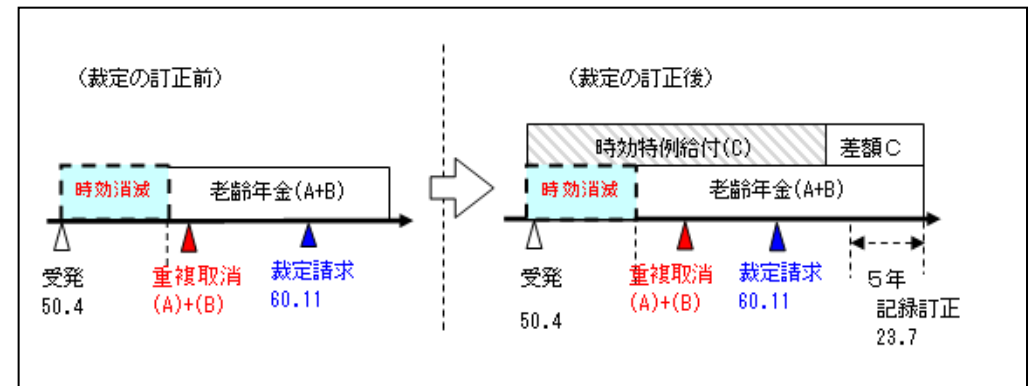
(2) ③いわゆる「手番の重複取消」関連ケース

平成23年7月に厚生年金期間Cの判明による再裁定を行った。その際、受給している旧厚生年金保険法の老齢年金（以下「旧厚老」という。）に、消滅時効により支給されていない期間があったため確認したところ、厚生年金期間A、Bの手番の重複取消により初めて受給資格要件を満たす場合ではないケース。（厚生年金期間Bのみで受給資格要件を満たしている。）

《年金記録》



《年金受給》



【事案処理の考え方】

旧厚老は、厚生年金期間A、Bの手番の重複取消により初めて受給資格要件を満たす場合には該当しないため、時効特例給付の対象とならない。

【報告書の指摘】

本ケースについて、これまでに、現に業務の不統一があったとまでは断定し得ないものの、その可能性があることは否定できないものと思われる。

時効特例法附則第2条に基づき「施行前裁定特例給付」の支給を受けようとする者は、同法施行規則第1条により所定の事項を記載した書類を提出することとされ、施行通知では「時効特例給付支払手続用紙」（以下「様式第601号」という。）を提出することとされている。

しかしながら、その者が提出した「年金額仮計算書・年金額訂正申出書」に記載された内容によって「施行前裁定特例給付」の支給に必要な記載事項が確認できる場合には、当該申出書に「施行前裁定特例給付」を請求する意思表示も含まれているものとみなし、様式第601号の提出がなくても支給決定を行っている。

〈年金額仮計算書・年金額訂正申出書〉

年 金 額 仮 計 算 書

現在、日本年金機構においてコンピュータで管理している記録とその元となる紙帳帳等の記録との内容を照合したところ、お客様の手年金記録について、下記のとおり年金記録の訂正が必要と思われる期間等が判明しましたので、その内容をご確認いただき再計算をさせていただきますようお願いいたします。

なお、年金記録を訂正することにより年金額の再計算を行いますますが、新たに戸籍・住民票などの提出が必要となる場合は、遠ってご連絡を差し上げる場合もございますのでよろしくお願い申し上げます。

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏 名	生年月日
基礎年金番号	年金記録書記号番号
上記以外の 手帳記号番号	
備 考	記録訂正により年金を受け取るために 必要となる期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

追加・ 取消 訂正	(国・厚・給・共)	昭・平	年	～	年	月	(国・厚・給・共)	昭・平	年	～	年	月
	(国・厚・給・共)	昭・平	年	～	年	月	(国・厚・給・共)	昭・平	年	～	年	月
	(国・厚・給・共)	昭・平	年	～	年	月	(国・厚・給・共)	昭・平	年	～	年	月
	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	→	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	
	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	→	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	
	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	→	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	
	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	→	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	
	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	→	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	
	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	→	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	
	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	→	(国・厚・給・共)	昭・平	年	月	[]	

*訂正後の〔 〕は標準報酬月額(注)の訂正があった場合には変更前後の標準報酬月額を記載
(注) 年金額計算の基礎となる標準給付月額

【③年金金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

⑥
 連絡先

【お客様ご記入欄】

年 金 額 訂 正 申 出 書	
上記内容(現時点での訂正記録)について説明を受け確認しましたので、年金記録の訂正及び年金額の更正についての手続きを申し出ます。	
平成 年 月 日	郵便番号 住 所 フリガナ 氏 名 厚生労働大臣 殿 電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

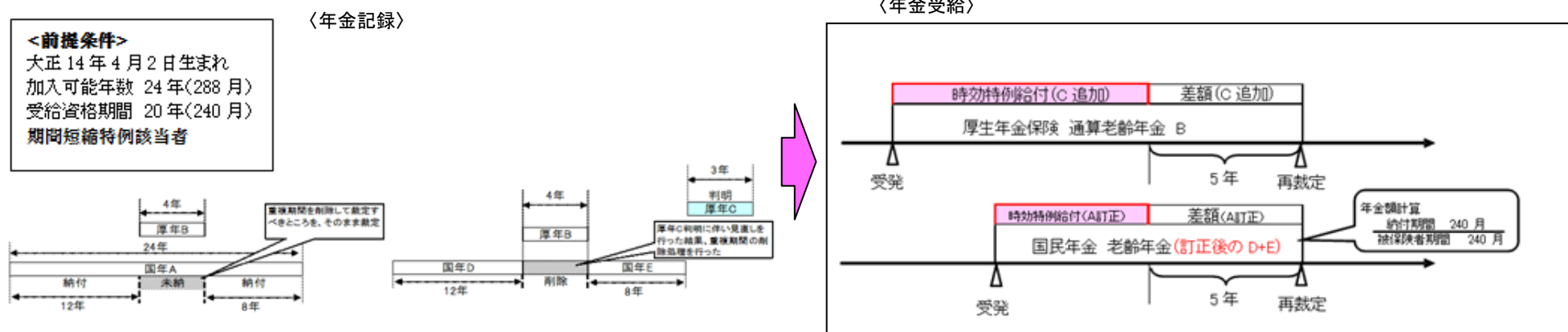
様式第601号の提出を省略していることは、受給者の便宜を図る趣旨と解され、「年金額仮計算書・年金額訂正申出書」には省令に定める必要な記載事項は記載されていることから、法令違反には当たらず、かつ給付自体の妥当性を損なうものではない。

年金局長の通知はそのままの状態
で、同通知とは異なる内容が言わばな
し崩しに事実上の処理方針となって
いったというのは大いに問題である。

(2) ⑤年金未納期間関連ケース

国民年金期間Aに係る旧国民年金法の老齢年金（以下「旧国老」という。）と厚生年金期間Bに係る旧厚生年金保険法の通算老齢年金（以下「旧厚通老」という。）の受給者に、厚生年金期間Cが判明したため旧厚通老の再裁定を行った。その際、国民年金期間Aと厚生年金期間Bの重複が判明した。

この旧国老は、受給資格要件短縮の特例に該当しており、また、当該重複期間が保険料未納期間であったことから、重複期間を削除した場合、旧国老の年金額が増額となるケース。



【事案処理の考え方】

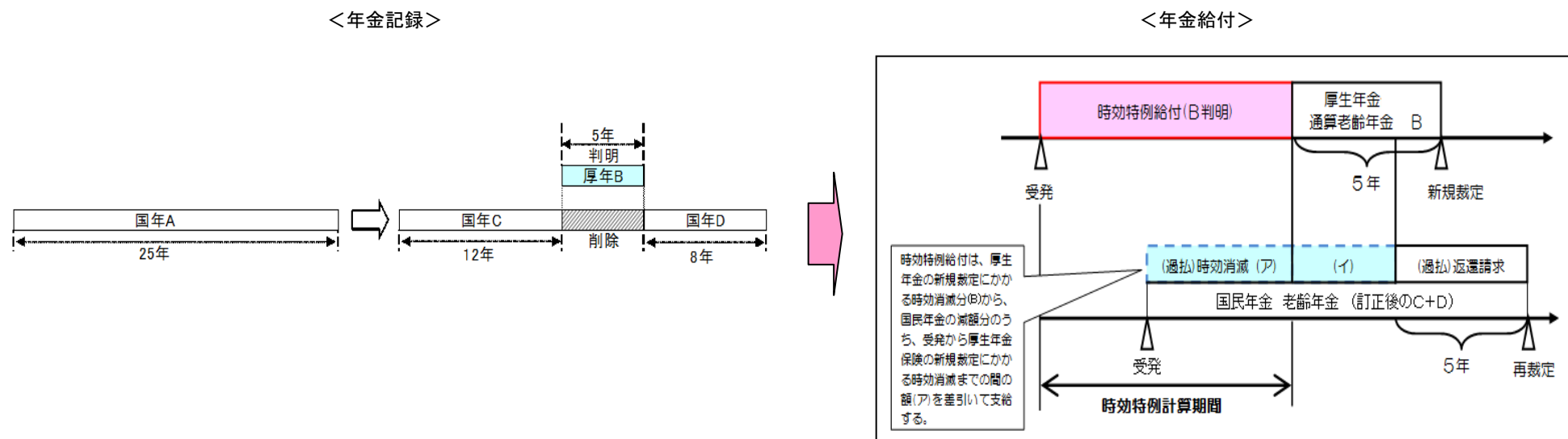
旧国老の増額は、国民年金期間Aと厚生年金期間Bの重複部分の削除という記録訂正に伴うものであることから、時効特例給付の対象となる。

【報告書の指摘】

本ケースについては、該当案件の全部についての抽出・点検が困難であり、案件を特定することができないのであるが、一部に業務の不統一による不公平が生じている可能性は少なくないものと思料する。

(2) ⑥時効特例計算期間関連ケース

国民年金期間Aに係る旧国民年金法の老齢年金（以下「旧国老」という。）の受給者に、時効特例法施行後、厚生年金期間Bが判明し、併せてAとBの重複が判明した。その際、Bに係る旧厚生年金保険法の通算老齢年金の裁定が行われてから、しばらく後に旧国老の再裁定請求が行われた。



【事案処理の考え方】

旧国老の減額分は、Bの判明という記録訂正により、一体的に判明したものであることから、直近5年の過払い分は返還請求するとともに、直近5年より前の期間に係る過払い分は時効特例給付の額から差し引いて支給すべきである。

なお、その際、本来、旧国老についても同時に再裁定を行って過払い分の調整を行うべきであったところ、当該再裁定が遅れたために生じた（イ）の部分の過払い分については、Bの判明という記録訂正と関係がないため、時効特例給付から差し引くことはできない。

【報告書の指摘】

本ケースについて、これまでに、業務の不統一があったとまでは断定し難いが、社保庁当時について言えば、不統一の可能性は否定し得ないものと思われる。